

新潟市地域福祉計画の中間評価・見直しについて

1 新潟市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」）について

- 社会福祉法に基づき、高齢者や障がい者、子どもなどの福祉分野に共通する理念や方針、地域福祉の推進に関する取り組みを定めたもの ～ 各分野の関連施策を横断的につなぎ、地域住民の福祉に関連する施策を総合的に推進する福祉分野の上位計画
- 現在は第3期計画（令和3年度～令和8年度）
- 今年度が現計画の中間年度にあたることから、中間評価・見直しを実施

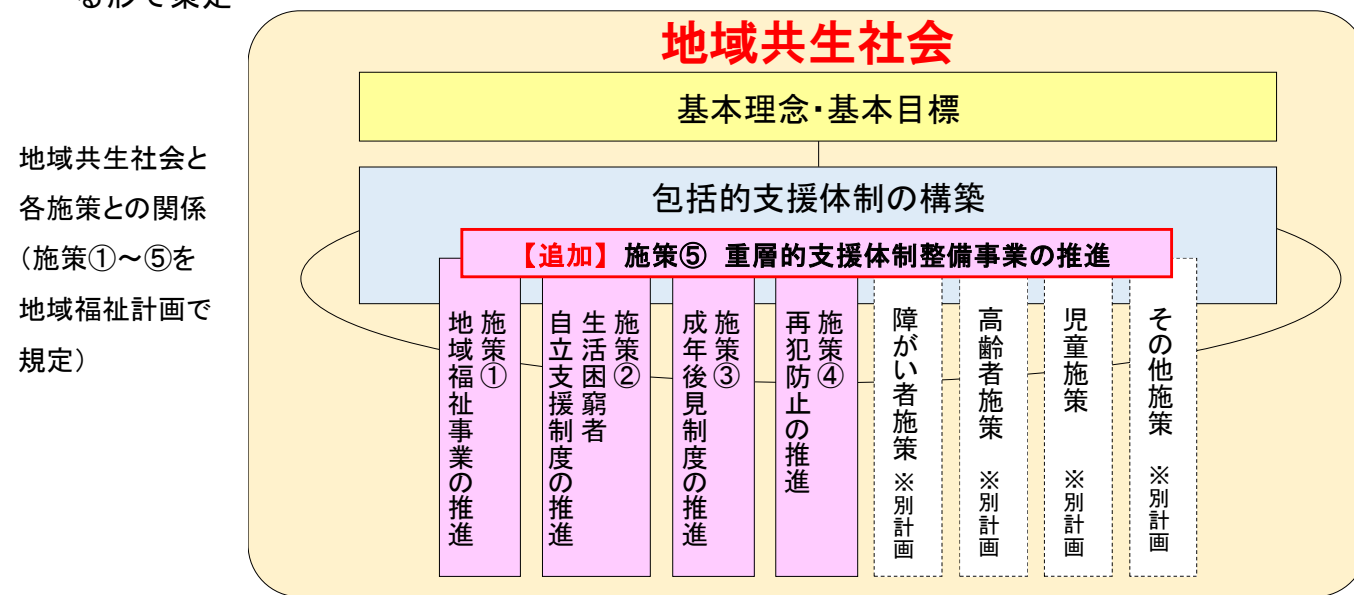
2 中間評価・見直しの概要

（1）各施策に掲げる取組内容の中間評価

- ① 単年度ごとの進捗評価
- ② 前期（令和3年度～令和5年度）の評価
- ③ 中間評価を踏まえた現計画への反映（指標変更等）

（2）重層的支援体制整備事業実施計画の策定

- 社会福祉法では、市町村は重層的支援体制整備事業（※）を実施するときは「重層的支援体制整備事業実施計画」（以下、「重層実施計画」）を策定するよう努めることと規定
- 今回の地域福祉計画の中間評価・見直しに併せ、重層実施計画を地域福祉計画に内包する形で策定



地域共生社会と各施策との関係（施策①～⑤を地域福祉計画で規定）

※【重層的支援体制整備事業（以下、「重層事業」）について】

属性ごとの既存制度の対象となりにくいケースや生活課題が複雑・複合化しているケースに対応するため、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくり支援等を一体的に行う、地域共生社会の実現に向けた取組。令和2年の社会福祉法改正により創設され、本市では、令和6年度からの重層事業本格実施に向け、移行準備事業を令和4年度から実施。

新潟市総合計画2030においても、「重層的支援体制を構築し、いつまでも自分らしく安心して心豊かに暮らせる福祉のまちを目指す」としている。

3 重層実施計画において定める主な事項

- （1）本市の重層事業の方向性
- （2）各事業の実施体制
 - ① 包括的相談支援事業
 - ② 参加支援事業
 - ③ 地域づくり支援事業
 - ④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
 - ⑤ 多機関協働事業
- （3）各事業の取り組み内容と指標

※既存の分野別計画との整合性を図っていく必要あり

4 スケジュール

今後、新潟市地域福祉計画策定・推進委員会（以下、「策定・推進委員会」）において地域福祉計画の中間評価・見直しの具体的な内容等について検討を行っていく

	地域福祉計画		協議・報告等
	中間評価	重層実施計画	
令和5年7月	R4進捗状況		
8月			社会福祉審議会
9月		アンケート調査	第1回策定・推進委員会 議会常任委員協議会
	R5実績見込 前期振り返り	アンケート 報告書作成	関係課との調整
	中間見直し (中間評価・重層実施計画) 素案の作成		
11月	中間見直し素案の検討・確定		第2回策定・推進委員会
12月	パブリックコメント		議会常任委員協議会
令和6年1月			
2月	パブリックコメント報告 中間見直しの承認		第3回策定・推進委員会 議会常任委員協議会
3月			社会福祉審議会